

自治基本条例を学ぶ

滋賀県甲良町

甲良町の自治基本条例は「甲良町まちづくり条例」として平成15年4月1日から施行されています。条例には、「長年培ってきた豊かな農村集落を基礎として住民が主体となり部落差別という人権問題に直面する中から町に暮らす町民がお互いを認めあうことを学んだ。貴重な景観から人権尊重のまちづくりを推進する力となった。『せせらぎ遊園の町甲良』は住民の誇りだ」とあります。

このまちづくり条例をつくるまでには、研究会を開催しワークショップを重ねて素案作りが行われてきたそうです。その中での提案としては、

① 行政はいろいろな口出しをしない。

② ただし必要な支援はきちんとする。(手間もお金も) そういうシステムづくりが必要という意見を出したそうです。

各集落は、区長を中心にし



担当職員より説明を受ける

て村づくり委員会を組織し、課題の調査審議をし、5年ごとに集落計画を作成することになっており、町はこの計画を元に集落に必要な支援をすることとして、交付金を出して各集落の事業へ支援をしているそうです。

各集落では地域の共同により自主的な活動を行い特徴ある自治の運営が行われており、町はその自主性を尊重しているということでした。

甲良町では、長い集落活動の成果としてまちづくり条例がつくられており、町の風景の中に、鎮守の森のように7集落が点在していました。

総務常任委員長

坂本 あや

微生物農法で、土と人の健康づくり

島本微生物工業(株)

食糧自給率アップが唱えられて久しい今日、農業の衰退は深刻な課題です。今回、農業の原点は作物を育てる土にあると、健康な土づくりを手がけている会社を視察しました。

近年化学肥料の発達はめざましいものがありますが、この会社では自然との調和の中から生まれる微生物農法こそが農業の原点であるとして、有効微生物や酵素作用によつ



農場を見学する

て地力を高め、安全で栄養価の高い、しかも美味しい農産物を作る自然農法を推進し、販売も手がけています。

微生物農法は、土壌生物の生態系を整え、土壌有効微生物が生産する酵素をより合理的に活動させて、土と根を豊かにほぐくみ、栄養の充実した美味しい農作物を栽培する。

「農こそが人としての生きる道であり、土を愛し、土を養い、農業の根本は微生物農法である」との

信念研究を続け、50年余りになるそうです。

本社に掲げられている農作物の写真群は、どれも普通の作物の2、3倍の大きさで、これには驚きました。

微生物農法の細かな内容は専門的で難しい内

容でしたが、その後案内された工場では、木材チップを発酵させて有機肥料をつくっている現物を見ての説明を受けました。

工場の回りには余り広くはありませんが、研究農場があり、どの作物も大きく、生き生きと元気のいい育ちをしていました。

教育厚生委員長
宮地 葉子

津波災害を体感する

大阪府津波・高波ステーション

